

堺市公報 号外第15号	令和3年12月24日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市市税条例等の一部を改正する条例	
【財政局税務部税制課】	3
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	6
○堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	7
○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	8

本号で公布された条例のあらまし

○堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第43号）

軽自動車税の種別割に係る課税免除の対象の見直し等を行うもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第44号）

出産育児一時金の支給額について、404,000円から408,000円に引き上げるもの

○堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第45号）

堺市立青少年の家における体育室及びグラウンドの使用料の上限について定めるもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第46号）

住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧等に関する手数料、納税証明書交付手数料等及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期有料住宅建築等計画の認定申請等に係る手数料を改定するとともに、同法の一部改正により追加された事務に係る申請

手数料及び町名不存在に関する証明手数料を定めるもの

条 例

堺市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第54条を次のように改める。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第54条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第57条を削り、第56条を第57条とし、第55条を第56条とし、第54条の6の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第55条 商品である軽自動車等で使用しないものに対しては、種別割を課さない。

第61条を次のように改める。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下この条において「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第59条第1項の申告をする際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示(市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を

課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

- 3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第5項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。
- 4 第1項の標識の交付を受けた後において当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第59条第2項の申告をする際、その標識を返納しなければならない。
- 5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。
- 6 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、標識の再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。
- 7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。
- 8 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申告書を提出し、試乗標識の交付を受け、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。この場合における試乗標識の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

9 前項の試乗標識の交付を受けた販売業者は、当該試乗標識の必要がなくなった場合は、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

第63条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）」を「令和3年改正法」に改める。

附則第18条及び第19条中「第55条」を「第56条」に改める。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第55条」を「第56条」に、「第55条第2号ア（イ）」を「第56条第2号ア（イ）」に、「第55条第2号ア（ウ）a」を「第56条第2号ア（ウ）a」に、「第55条第2号ア（ウ）b」を「第56条第2号ア（ウ）b」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中第63条第2項及び附則第5条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の第55条の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第44号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第45号

堺市立青少年センター等の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表に次のように加える。

体育室	全日	17,900円
グラウンド	1時間	1,030円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第46号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「200円」を「300円」に改める。

第6条中「250円」を「300円」に、「200円」を「150円」に改める。

第10条各号中「200円」を「300円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 町名不存在に関する証明手数料 1件 300円

第11条及び第13条各号中「200円」を「300円」に改める。

第34条第1号中「第3項」を「第5項」に、「3,419,400円」を「3,453,000円」に改め、同条第3号ア中「同項第3号イに規定する」の次に「方法若しくは」を加え、同条第5号中「1,709,700円」を「647,500円」に改め、同条第6号中「決定」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等の選任」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料

1件 160,000円

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第3号の改正規定 公布の日

(2) 第34条（第3号を除く。）の改正規定 令和4年2月20日